

総社市出張所処務規程（平成17年総社市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<p>(山手出張所等における専決事項及び代決) 第2条 山手出張所及び清音出張所（以下「山手出張所等」という。）の<u>出張所長</u>の専決事項は、山手出張所等の所掌する事務処理に関することとする。ただし、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号。以下「決裁規程」という。）に定める副市長及び部長の専決事項を除く。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合及び事案が市長、副市長又は部長の決裁に係る場合には、市民課長を経由するものとする。</p> <p>4 正当決裁者が不在のときは、次に掲げる順序によりその事務を代決することができる。</p>			<p>(山手出張所等における専決事項及び代決) 第2条 山手出張所及び清音出張所（以下「山手出張所等」という。）の<u>次長</u>の専決事項は、山手出張所等の所掌する事務処理に関することとする。ただし、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号。以下「決裁規程」という。）に定める副市長及び部長の専決事項を除く。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合及び事案が市長、副市長又は部長の決裁に係る場合には、<u>出張所長及び市民課長</u>を経由するものとする。</p> <p>4 正当決裁者が不在のときは、次に掲げる順序によりその事務を代決することができる。</p>		
正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者	正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者
出張所長	次長	主務主幹，主務主査又は主務主任	次長	主務主幹	主務主査又は主務主任
5 略			5 略		
<p>(山手出張所等における文書処理) 第5条 山手出張所等における文書の処理については、総社市文書規程（平</p>			<p>(山手出張所等における文書処理) 第5条 山手出張所等における文書の処理については、総社市文書規程（平</p>		

改正後	改正前
<p>成17年総社市訓令第13号。以下「文書規程」という。)の例による。この場合において、文書規程中「課長」とあるのは「出張所長」と、「課のかしら文字」とあるのは「山出」又は「清出」と読み替えるとともに、市長、副市長、市民生活部長の決裁となるものについては、市民課長を経由するものとする。</p>	<p>成17年総社市訓令第13号。以下「文書規程」という。)の例による。この場合において、文書規程中「課長」とあるのは「次長」と、「課のかしら文字」とあるのは「山出」又は「清出」と読み替えるとともに、市長、副市長、市民生活部長の決裁となるものについては、<u>出張所長及び市民課長</u>を経由するものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。